

京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用変更承認申請に関する説明

変更理由・目的	当初案（現在申請している内容）	変更案（補正申請で変更を行う内容）
<p>【特別核燃料貯蔵室】</p> <p>①米国への輸送準備として、輸送される核燃料が平和の利用の目的以外に利用されるおそれがないことの説明追記</p> <p>②米国への輸送準備に向けた管理区域設定の変更</p>	<p>①既許可の申請書にある「使用の目的」には、使用（貯蔵）の記載しかなく、払出に関する記載がない。そのため、払い出される核燃料物質が、平和の利用の目的以外に使用されるおそれがないことの説明を追記する。</p> <p>②米国への輸送準備に向けて、特別核燃料貯蔵室の防護規定を変更する必要がある、その根拠となる特別核燃料貯蔵室の管理区域の範囲を変更する。併せて、発送前検査の作業エリアとなる原子炉施設の管理区域の一部（使用施設令41条非該当施設の管理区域でもある）を当該施設の管理区域として確保するため。</p>	<p>①要変更</p> <p>当初案のとおり、平和の利用の目的以外に利用されるおそれがないことの説明を追記する。具体的には、「使用の目的」に核燃料物質がどこに払い出されるのかを追記する。</p> <p>②変更不要</p> <p>米国への輸送準備に向けて、特別核燃料貯蔵室の防護規定を変更する必要があるとの認識から、その根拠となる特別核燃料貯蔵室の管理区域を変更することとしていたが、特別核燃料貯蔵室の防護措置については、原子炉施設の防護措置で代替できることが判明した。そのため、輸送準備においては、使用施設の防護規定に定められている代替措置が採用できるため、使用施設の防護規定の変更が不必要となった。</p> <p>また、使用施設の保安規定第14条において、</p> <p>第14条 核燃料管理室長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、前条第1項に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある場合は、放射線取扱主任者及び放射線管理部長と協議の上、当該区域を一時管理区域に設定し、所長に報告する。</p> <p>2 核燃料管理室長は、一時管理区域の区画及び区別につい</p>

て、前条第2項に準じて行う。

3 核燃料管理室長は、当該区域が第1項に該当しなくなった場合は、所長、放射線取扱主任者及び放射線管理部長の承認を得て、速やかに設定を解除し、その旨を所員等に周知する。

と、管理区域の一時管理区域の設定が許可されており、これにより発送前検査の作業エリアを確保することができる。なお、予定される一時管理区域[REDACTED]についても、原子炉施設および使用施設非該当施設の管理区域となるため安全上の問題はない。

また、管理区域からの持ち出しについては、保安規定第20条に、

第20条 表面密度が使用規則第2条の11の4第1号二に定める限度を超える物品を管理区域から持ち出してはならない。

と定められており、表面密度が使用規則の限度以下であれば持出が可能である。なお、一時管理区域を設定した場合、通常の管理区域と一時管理区域はつながっているため管理区域外を通過することはない。一時管理区域からの持ち出しについても、上記と同様の表面密度の測定を実施し、限度以下かどうかの確認を実施する。なお、原子炉施設における同様の活動についても、同様の対応を実施している。

さらに、輸送においては使用施設保安規定の第36条に

第36条 核燃料部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運

		<p>搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等、法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</p> <p>と定められており、原子炉施設と同様、外運搬規則等に定められている必要な措置を講じる。</p> <p>以上のことから、現在申請している当初案から変更を行い、管理区域の設定の変更は行わないこととする。また、これに伴って行う予定であった保安規定の改定についても実施しないこととする。なお、発送前検査までは上記に説明した一時管理区域の設定により実施することが可能であるが、使用許可の変更が承認されるまでは、米国への搬出は実施できない。</p>
<p>【臨界集合体棟】</p> <p>①臨界集合体棟の使用量の変更</p>	<p>①新しく製作した低濃縮ウランの実験用核燃料を製造国から輸入するため</p>	<p>①要変更</p> <p>当初案から変更なし</p>